



東京23区における大学定員規制に関するデータ資料

2022.9.12
日本私立大学連盟

- I. 大学進学時の46道府県における東京都への流出状況
- II. 東京23区内に立地する私立大学の問題点
ー私大連アンケート（2022.8）よりー

1. 大学進学時の46道府県における東京都への流出状況

表1. 流出者数の推移

		大学進学者数 A	他の都道府県への流出者		東京都への流出者		
			人数 B	割合 B/A	人数 C	割合 C/B	割合 C/A
平成 27年度	定員超過に係る私学 助成厳格化の前年度	526,134人 (602,476人)	313,378人 (339,771人)	60% (68%)	98,711人 (139,700人)	32%	18%
平成 29年度	収容定員増 抑制の前年度	533,589人 (610,692人)	314,995人 (341,227人)	59% (67%)	101,320人 (132,300人)	30%	19%
平成 30年度	学部等設置 抑制の前年度	532,379人 (608,934人)	313,296人 (339,555人)	59% (67%)	100,117人 (97,500人)	32%	19%
令和 3年度		530,941人 (609,121人)	311,606人 (336,905人)	59% (66%)	99,959人	32%	19%

- ※1. 大学進学者数＝高校から大学への入学者数（学校基本調査）
- ※2. A, Bの下段の（ ）内は東京都を含めた47都道府県（学校基本調査）
- ※3. B/Aの下段の（ ）内は46道府県の平均
- ※4. Cの下段の（ ）内は就職時の東京都への流出者数（RESAS〔地域経済分析システム〕）

- ・ 定員超過に係る私学助成厳格化や地方大学・産業創生法による東京23区の定員抑制の実施前と令和3年度との大学進学時の46道府県から東京都への流出者は、平成27年度との比較においては1.3%（1,248人）増、平成29年度との比較においては1.3%（1,361人）減、平成30年度と令和3年度との比較においては0.2%（158人）減にとどまっている。
- ・ 46道府県全体の流出率（各道府県における大学進学者に占める他の都道府県への大学進学者の割合）は、46道府県の合計値（59～60%）、平均値（66～68%）ともに大きな変化はない。

表2. 流出率の変化

	平成27年度→令和3年度		平成29年度→令和3年度		平成30年度→令和3年度	
7ポイント外減	和歌山県	1				
6ポイント外減	高知県	1	和歌山県 高知県	2	和歌山県	1
5ポイント外減	石川県	1			高知県	1
4ポイント外減	青森県 新潟県	2	新潟県 長野県	2	新潟県	1
3ポイント外減	秋田県 山形県 福島県 群馬県 長野県 岐阜県 大阪府 島根県 佐賀県 長崎県 大分県	11	青森県 群馬県 石川県 島根県	4	富山県 長野県	2
2ポイント外減	富山県 福井県 京都府 (東京都)	3	秋田県 山形県 福島県 岐阜県 三重県 京都府 大阪府 山口県 長崎県 熊本県 大分県 (東京都)	11	青森県 秋田県 福島県 岐阜県 滋賀県 大阪府 長崎県 鹿児島県 (東京都)	8
1ポイント外減	岩手県 茨城県 栃木県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 広島県 山口県 愛媛県 福岡県 熊本県 鹿児島県	13	茨城県 栃木県 千葉県 滋賀県 広島県 佐賀県	6	山形県 群馬県 石川県 京都府 鳥取県 大分県	6
±0ポイント外	奈良県 鳥取県 徳島県	3	北海道 岩手県 富山県 福井県 静岡県 鳥取県 愛媛県 福岡県 宮崎県 鹿児島県	10	北海道 茨城県 栃木県 千葉県 愛知県 三重県 島根県 広島県 山口県 香川県 愛媛県 福岡県 佐賀県 熊本県 宮崎県	15

1ポイント増	北海道 宮城県 愛知県 香川県	6	宮城県 愛知県 香川県	埼玉県 兵庫県 奈良県	7	岩手県 福井県 岡山県 徳島県	神奈川県 静岡県 徳島県	奈良県	7
2ポイント増	埼玉県 宮城県	3	神奈川県 徳島県	岡山県	3	宮城県 兵庫県	埼玉県 山梨県		4
3ポイント増	山梨県	1							
6ポイント増	沖縄県	1							
7ポイント増						沖縄県			1
8ポイント増			沖縄県		1				

表3. 東京都への流出率の変化と大学収容力

(平成30年度と令和3年度の比較において、流出率に顕著な変化(2ポイント以上の増減)のあった18府県)

	自府県以外への流出率 の変化 (H30→R3)		東京都への流出率 の変化 (H30→R3)		大学収容力(R3) (学部入学定員 /大学進学者数)	
和歌山県	6ポイント減	88→82%	±0ポイント	4→4%	30%	
高知県	5ポイント減	79→74%	±0ポイント	9→9%	73%	
新潟県	4ポイント減	64→60%	2ポイント減	20→18%	73%	
富山県	3ポイント減	82→79%	1ポイント減	13→12%	56%	
長野県		83→80%	2ポイント減	24→22%	43%	
青森県		61→59%	1ポイント減	12→11%	68%	
秋田県		76→74%	1ポイント減	12→11%	62%	
福島県		80→78%	2ポイント減	20→18%	36%	
岐阜県		80→78%	±0ポイント	5→5%	51%	
滋賀県		79→77%	±0ポイント	2→2%	36%	
大阪府		43→41%	±0ポイント	2→2%	115%	
長崎県		66→64%	±0ポイント	7→7%	73%	
鹿児島県		69→67%	1ポイント減	10→9%	60%	
宮城県	2ポイント増	41→43%	1ポイント減	12→11%	115%	
埼玉県		69→71%	1ポイント増	50→51%	50%	
山梨県		73→75%	1ポイント増	32→33%	63%	
兵庫県		54→56%	±0ポイント	3→3%	94%	
沖縄県	7ポイント増	47→54%	3ポイント増	9→12%	57%	
46道府県	平均値	0.5ポイント減	67→66%	0.3ポイント減	13→13%	76%
	中央値	1.1ポイント増	70→71%	0.5ポイント減	9→8%	60%

※「大学収容力(学部入学定員/大学進学者数)」(令和3年度)100%以上:9道府県
 宮城県(115%) 東京都(260%) 石川県(115%) 愛知県(109%) 京都府(260%)
 大阪府(115%) 岡山県(108%) 徳島県(101%) 福岡県(115%)

- 平成30年度と令和3年度との比較において、流出率が減少した19府県のうち、東京都への流出率の減少によって流出率が減少したことが明らかであると思われるのは、「自府県以外への流出率の変化」と「東京都への流出率の変化」がともに2ポイント減となった福島県だけであり、他の18府県においては、東京都だけでなく他の都道府県への流出率も減少している。
- 平成30年度と令和3年度との比較において、12県において流出率が増加し、沖縄県は7ポイント増となったが、東京都への流出率の増加は3ポイント増にとどまっている。
- 流出率が46道府県の平均値や中央値に比して顕著に高い道府県は、大学収容力(学部入学定員/大学進学者数)が低い傾向にある。

II 東京23区に立地する私立大学の問題点

私大連では、本施策がどのような課題や効果をもたらしているかについて、東京23区に立地する加盟大学を対象に、ピンポイントでアンケート調査（2022.8）した際のコメントを以下に示す。

1. 23区規制の課題

(1) 社会ニーズに対応した教育機会損失と教育研究機能の停滞

① 新たな教育分野創造の阻害

- 国内外の社会情勢は目まぐるしく移り変わる中で、変化に対応するための学部・学科設置の検討すら行うことができない。このままでは都内の大学ひいては日本の大学全体の地盤沈下につながることを深く憂慮する。
- 教育未来創造会議や政府が目指す政策を実現するためには、学部再編を伴う教学改革が必要である。その際、キャンパスの施設や立地条件を考慮した最適な学部配置、学生定員の配分の調整が求められる。23区内のキャンパスのみに規制があることにより、構想に対する制約条件が増えてしまう。
- 通学の利便性が高く、首都圏全域からの進学希望者が存在する23区内キャンパスの定員を削減する選択は現実的でないことから、教学改革を構想する上で、「23区内キャンパスの学生定員を増やすことも減らすこともできない」ことを自明の前提とせざるを得ない。また、キャンパスの立地条件とそのキャンパスで展開する教育研究内容の整合性を高め、各キャンパスのアイデンティティを強化するための教学改革を進める際にも、その構想の自由度が大きく制約されている。
- 学部・学科の新設が実質的に妨げられることで、新規分野の教育・研究への進出が柔軟にできず、日本の大学の教育研究レベルの停滞を招く。23区内キャンパスの学生定員を増やすことができないため減らすことを回避することになり、時代の要請に応える学部・学科再編が出来なくなっている。
- 教育研究活動の将来構想が描きにくくなり、闊達な教育研究活動の妨げとなっている。
- 新たな学位プログラムの設置等、教育機会の提供への機会損失につながっている。
- 自由な大学間、学部間の競争力が失われ、新しい分野の学部の創出を阻害することになる。
- 競争力・社会的需要の高まりに応えるためのより広い視野と柔軟性を持つ学生の育成を通じた社会貢献が妨げられるとともに、国の政策を踏まえての新組織の開設等も困難となっている。

② 教育研究機能の停滞

- 世界の中で、日本のデジタル化が遅れていることが露呈し「デジタル人材の不足」「変化への対応力不足」などの原因が挙げられている中で、高度なデジタル専門人材や普遍的知識・能力を備えた次代を担う人材の育成が急務であるが、現在の規制によってこれらの人材育成に資する大学教育が制限されている。
- 日本の大学は、東京23区の大学・首都圏の大学・それ以外の大学、押し並べて活力を失い、1地域のローカル大学になってしまう。
- 日本の大企業や外資系企業が集積する世界有数の大都市である東京に立地する大学において、その優位性を十分に活用できなくなるとともに、それらの企業との連携や新たな要請に応えるための教育プログラムの提供が困難となる。日本人学生はもとより海外からの優秀な留学生についても、新たな産業分野に対応できる人材供給にもマイナスの影響が生じ、ひいてはわが国の国際競争力の低下にもつながる。
- 教育未来創造会議や政府が目指す政策（「文理の壁を越えた普遍的知識・能力を備えた人材育成」、「デジタル、人工知能、グリーン、農業、観光など、科学技術や地域振興の成長分野をけん引する高度専門人材の育成」や「理工系などの分野の学問を専攻する女性の増加」等）に応える教育を展開するためには、様々な企業・団体が集まる都内での教育が重要である。

③ スクラップを前提とした大学改革の停滞

- 中央教育審議会答申『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン』（平成20〔2018〕年）では、「世界的規模の激しい社会的変化の中で、大学は教育と研究の本来的な機能の発揮を通じて、社会の将来的な発展を支え、推進する基盤となるものである」と大学に対する期待が述べられている。東京23区定員増抑制規制が継続された場合、東京23区内に立地する大学のみ新たな教育研究に投資する原資捻出の選択肢が引き続き狭められる。新学部・学科等の設立に当たっては既存組織を閉じるもしくは縮小するプロセスが必要となり、「東京都23区発の新たな学部構想」の実現に無用な時間をかけることを求めるといふ、時代と逆行するスピード感を強いるものとなる。
- 建学の精神を踏まえた学部・学科新設は、高校・受験生等に向けて、大学改革の姿勢や方向性を示す大きな機会になる事業であるが、既存学部・学科の定員縮小と引き換えでなければ実現できなくなったため、学内における大学改革の機運が低下している。
- 学部等の廃止は当該領域の教育研究を放棄することであり、また教員の雇用に直結する事柄であることから、時代にニーズに合致した学問分野への対応は早急にできない。
ある領域の定員を縮小することは、当該領域の教員数を削減することとイコールであることから、大学内でスクラップ&ビルドを行うには、数年単位での構想と計画が必要であり、迅速な人材育成基盤の形成を妨げる。
- 既存の学部・学科の定員を削減した場合には、既存学部・学科の教員数も減少させる必要も生じるため、既存の学部・学科の教育の質の維持という点で問題を生じさせる可能性が高い。
- 既存学部等のスクラップには相当の時間を要することが予想されるので、そもそものビルドすら進められない。
- 「定員減」と「定員増」を同時に行うことは大学経営上、合理的でない。
- 法13条第2号の特例に基づき、23区内の短期大学の廃止（定員の減少）に伴う定員の増加を届け出る場合、定員増を段階的に実施することとなるが、特例の届出に際しては、定員の減少が行われる前に、定員増加に関する詳細を決定したうえで届け出なければならず、通常の定員増や学部等の設置のように計画的に進めることが難しい。特に、異なる法人間でのスクラップ&ビルドは、相手先の事情（在籍学生がゼロになった時点で廃止になる等）にも大きく左右されることから、困難を極めることとなる。

(2) 受験生、学生への影響

- 東京23区内の大学において、都市圏以外の学生が減少する一因となり、学生の多様性が損なわれる。
- 首都圏以外の受験生にとって、日本全国、世界各国の多様な学生と切磋琢磨する機会が奪われ、地方の発展に貢献し得る若者の潜在的な可能性を損なう。
- 大学が活力に溢れ創造的なアイデアを生み出し続けるためには、多様な価値観や意見を持つ学生・教職員によって構成される必要がある。もし、このまま当規制が継続されれば、首都圏の大学は、ほぼ同じ価値観・バックグラウンドを持つ首都圏の学生のみで構成されることとなる。わが国に今求められている、多様な価値観がぶつかり合うことから生み出されるはずの創造性を期待することが難しくなる。
- 既設の学部学科の収容定員を削減する措置を講じざるを得ないこと、定員管理を厳格化することと相まって、受験生に大学の意思に基づく入学者数（合格者数）抑制政策として受け止められることにより、地方からの受験者数減少に影響を与えている。
また、学部によっては入学試験の競争倍率を上昇させ、入学者数の予想に困難を生じさせている。定員管理の厳格化と相まって、定員未充足の状態となるたびに、追加合格を行うこととなり、受験生への負担も増大することとなっている。
- 大規模大学では各年度の一般選抜入試での合格発表者数の管理が極めて難しくなっている。多くの大規模大学では、入学者をほぼ確実に予想できる学校推薦型選抜入試や総合型選抜入試等の定員を増やし、一般選抜入試の入学定員を減らす方向に進んでいる。一般選抜入試の入学定員が減

少すると、「入学試験学力」に長けた、首都圏・大都市圏の高校生に有利な状況が生じ、首都圏・大都市圏以外に居住し、本学入学を熱望する高校生はなかなか入学できないという状況が生じている（本学における首都圏以外の入学者は28%）。教育機会の平等という観点から見ても大きな問題を生じさせるとともに、日本全体の大学の質の低下をもたらす可能性がある。

- 収容定員増の抑制により、本学が進めてきた改組計画に大幅な変更を余儀なくされた。学部の改組によって、都心に位置する利便性の高い立地を活かし、来るべき国際社会で活躍できる新しい社会科学系分野の人材を育成するため、養成する人材に適した教育環境を有する都内の校舎において、全学年の教育を一貫して展開する改組を計画していたが、規制により、1～2年次生の教育を都内以外の校舎で、3～4年次生の教育を都内の校舎で行うこととなり、改組による教育効果が挙がるまで時間を要することとなっている。
- 文理の壁を越えた人材育成のためには、所属学部に関わらず複数キャンパスにまたがって学んだり、キャンパスに縛られない学びの比率が今後上昇することが予想されるなか、特定キャンパスだけでの厳密な定員抑制策は合理性を欠いている。
- 高等教育機関では近年、STEAM教育への対応、ICT教育環境の刷新、オンライン環境を活用する教育をはじめ、新たな展開・先駆的取り組みが自大学の独自性とは別に求められている。新しい取り組みや構想を実施するためには、必要となる費用をどう手当するかは自助努力となる。定員増の抑制によって、必要となる費用を捻出する手法は、人件費を含む固定費の削減もしくは学費の値上げとなる。後者の場合、更なる学費負担をお願いすることは社会情勢に鑑みると難しい状況にある。社会から求められる負託に対していかに応えるかを考える時、現行規制は足かせとなっている。
- 教育研究の充実のためには、一定程度の増収を図ることが必要である。学生からの納付金が収入の過半を占める現状において、規制が継続した場合は、増収策が学費値上げに限定されかねない。

2. 2 3 区規制の効果

- 全くない。
- 地方産業界に新社会人の受け皿がないという根本的課題が解決されなければ、東京の一極集中を大学入学時から卒業時にずらす程度の効果しか見込めず、法律の目的を達成することはできない。
- 東京23区内の収容定員増の抑制は、地方の道県の人口減少への効果はなく、地方都市に産業を誘致する国策なしにその効果は上がらない。
- 地方の振興には、都市部の若者の視点が欠かせない。都市部から地方への人の動きを作るための視点が必要であり、双方の人の動きを促進する施策がとられるべきである。
- 首都圏（特に東京23区内の大学）並びに首都圏のイノベティブな大学と、その他地域の大学との連携・協力を推進させる仕組みを構築したほうが実効性が高い。
- 志願者の多い東京23区の周辺地域とともに、地方についても、東京以外の大都市圏に大学の集積が進むことになり、期待された効果はないと思われる。
- 本学には23区内に立地する学部と、23区外に立地する学部があるが、23区内キャンパスよりも23区外のキャンパスにおいて、地方出身学生の比率が高いという傾向に変化はない。23区定員増抑制規制が、地方から首都圏への学生流入抑制に何らかの効果をつけているか否かについては疑問である。
- 首都圏以外の地方大学では、学生の入学を見込むことができる看護、理学療法系に偏らざるを得ない傾向にあり、地方の学生がそれらとは異なる分野を学ぶためには、都市圏または首都圏の大学に入学せざるを得ない状況が続いている。
- 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進」が当規制で解消すると考えることには全く根拠が存在していない。持続性をもって目的が達成されてきているのか、至急事実検証を行い、その結果次第で撤廃するのが妥当である。

3. アンケート結果の総括

- 東京23区内の大学の収容定員増は、スクラップ・アンド・ビルド（スクラップしてからのビルド）を前提としているが、株主への配当を目指した利潤の追求を趣旨とせず、収入の大半が学生からの納付金である私立大学の経営は、スクラップに伴う収入の大幅な減少を見越したうえでのビルドは困難であり、その実現には中期計画単位での時間を要する。
- 中期計画単位での時間を要するスクラップ・アンド・ビルドを前提としたままでは、喫緊の課題であるデジタル、人工知能、グリーン、農業や観光をはじめとする成長分野を牽引する高度専門人材育成に迅速に対応することができない。
- 東京23区内に立地する加盟大学においては、新たな教育分野の創造や新学部・学科の設置を通じた教育研究機能の向上・活性化を企図した大学改革の実現を阻害する。そのことは、わが国の国際競争力の低下とともに地方学生の修学の機会そのものを狭めている。

以上